

○スチューデントコモンズ利用要項

平成27年2月26日

改正 平成30年2月15日

(目的)

第1条 本要項は、第3条に規定する利用者に対し、深草学舎、大宮学舎及び瀬田学舎に設置するスチューデントコモンズの利用について必要な事項を定める。

(利用の原則)

第2条 スチューデントコモンズは、「学生による『学び』の創造と交流の空間」というコンセプトの下に設置された、学生の主体的な学修活動を支援するための施設として利用することを原則とする。

(利用者)

第3条 スチューデントコモンズを利用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学学生（本学短期大学部生を含む）
- (2) 本学教職員
- (3) その他学修支援・教育開発センター長（以下「センター長」という。）が認めた者

(利用手続)

第4条 スチューデントコモンズを利用する者は、支援毎に定められた手続を経なければならない。

(開室日及び時間)

第5条 予め定められた開室日・時間内において、施設及び各種支援を利用することができる。

2 スチューデントコモンズの開室日・時間（学則に定める休業日を含む）は、別に定める。

(遵守事項)

第6条 スチューデントコモンズの利用にあたっては、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 第2条に定める目的で利用すること
- (2) 指定されたエリア以外で飲食しないこと
- (3) 周囲の学修の妨げとなる行為をしないこと
- (4) その他センター長が必要と認める事項

(利用停止)

第7条 センター長は、この要項に違反し、スチューデントコモンズの運営に支障を与えた者に対し、期間を定めて利用を停止する場合がある。

(雑則)

第8条 この要項に定めるもののほか、スチューデントコモンズの利用に関する必要な事項は、センター長がこれを定める。

(事務)

第9条 この要項に関する事務は、教学企画部が行う。

(改廃)

第10条 この要項の改廃は、学修支援・教育開発センター会議の議を経て、部局長会において決定する。

付 則

- 1 この要項は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、瀬田学舎のスチューデントコモンズについては、開設日から適用する。

付 則（平成30年2月15日第1条改正）

この要項は、平成30年4月1日から施行する。